

令和6年度 公文書開示状況（令和6年12月決定分）

福祉局

表の見方

＜決定区分＞について

・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

＜（根拠規定）条例7条＞について

・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

- 7条1号 法令秘情報
- 7条2号 個人情報
- 7条3号 事業活動情報
- 7条4号 犯罪の予防・捜査等情報
- 7条5号 審議、検討又は協議に関する情報
- 7条6号 行政運営情報
- 7条7号 任意提供情報
- 7条8号 特定個人情報
- 7条9号 死者の個人番号

＜公文書の件名＞について

・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

＜公文書の総枚数＞について

・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R6. 11. 5	R6. 12. 6	令和3年度東京都被害女性支援事業の企画提案募集時の要領4で事業実績に応じて支出するとし、仕様書6条委託経費では本事業の実施に必要な経費としその対象費目を指定している。契約時点では要綱にあった文を類推させる「26,000千円を上限とし、事業実績に応じてする」の文言が仕様書に追加された。この仕様書の文言修正に関する一切の文書。	130	1															福祉局子供・子育て支援部育成支援課
2	R6. 10. 15	R6. 12. 13	前期末支払資金残高取崩協議書及び積立資金取崩（目的外（使用））協議書のうち令和5年度に承認決定したもの	1008		1							1						（7条4号） 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	福祉局子供・子育て支援部保育支援課
3	R6. 10. 28	R6. 12. 27	東京都若年被害女性等支援事業について東京都が作成・取得した書類の文字通り全て。ただし請求人が過去に取得した文書は除く。	486		1					1	1	1		1				（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため （7条3号） 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条4号） 公にすることにより、犯罪の予防、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため （7条6号） 公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
4	R6. 11. 5	R6. 12. 27	R3・R4の東京都若年被害女性等支援事業において仕様書は原則週1回程度の夜間見回りを行うこととしており、〇〇は企画提案や事業計画に週1回程度のバスカフェ実施を記載したが開催回数はその6割程度だった。ついては、実施回数について仕様書や提案の回数を具体的に摘示し、その充足性について議論している委員会や協議会等の一切の書類。	62		1						1			1				（7条3号） 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条6号） 公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
5	R6. 11. 5	R6. 12. 27	R3・R4の東京都若年被害女性等支援事業において仕様書は原則週1回程度の夜間見回りを行うこととし、〇〇は企画提案や事業計画に週1回程度のバスカフェ実施としたが開催回数はその6割程度だった。ついては、実施回数について仕様書や提案の回数を具体的に摘示し、常設の相談室での代替について議論した委員会や協議会等の一切の書類。	62		1						1			1				（7条3号） 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条6号） 公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
6	R6. 11. 8	R6. 12. 27	R3、4年度東京都若年被害女性等支援事業の4団体への委託契約に関して、東京都契約事務規則第45条及び「契約事務の手引 東京都福祉保健局 平成28年4月 P.42」に基づく監督員の任命に関する一切の文書。					1											当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
7	R6. 11. 1	R6. 12. 27	東京都女性相談支援センターのLINE相談「女性は一とふるLINE@東京」について、東京都が作成、取得した文書 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/sodan/linesodan.html	211		1					1	1	1		1				（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため （7条3号） 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条4号） 公にすることにより、犯罪の予防、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため （7条6号） 公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局子供・子育て支援部女性相談支援センター

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
8	R6. 10. 31	R6. 12. 27	こども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第15 ～20次報告」の子ども虐待による死亡（および重症）事例等の検証調査票の「事件発生日」「死亡（重症）日」と「都道府県」「市」「区」の部分。 尚、15～18次報告は、処分したとのことであるが、開示請求をしているために実際は残っている。担当者にも確認済み。	82		1					1				1				(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7 条 6 号) 公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
9	R6. 10. 31	R6. 12. 27	「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第15 ～20次報告」の別添 6（または別添4）。つまり、厚生労働省及び子ども家庭庁が新聞記事による事件をピックアップし確認してきているもの。当然、新聞記事に載っている事件なので開示できるはず。 尚、開示請求したために15～18次報告も存在しているはずであり、なぜかないのであれば、子ども家庭庁に取り寄せてもらってでも開示してください。				1	1			1				1				(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7 条 6 号) 公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため (不 存 在) 保存期間満了のため、存在しない	福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
10	R6. 10. 31	R6. 12. 27	2023年 7 月に発生した〇〇の保育事故に関する文書の調査	10		1					1								(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	福祉局子供・子育て支援部保育支援課
11	R6. 11. 25	R6. 12. 2	特別養護老人ホームにおける区市町村別の定員、入所者数、入所率一覧及び特別養護老人ホームにおける施設別の定員、入所者数、入所率一覧 ※対象期間は2024年度	1	1															福祉局高齢者施策推進部施設支援課
12	R6. 12. 5	R6. 12. 12	2021年度から2023年度までの東京都都内にある養護老人ホーム各施設における月ごとの利用率	3	1															福祉局高齢者施策推進部施設支援課
13	R6. 12. 10	R6. 12. 19	以下の事業所の「開設年月日」、「管理者名」及び「廃止年月日」の一覧 ・医療法人〇〇 ・医療法人〇〇 ・医療法人〇〇	1	1															福祉局高齢者施策推進部介護保険課
14	R6. 12. 8	R6. 12. 20	高齢者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 認知症高齢者早期発見等支援ネットワーク事業実施要綱	8	1															福祉局高齢者施策推進部在宅支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
15	R6. 11. 25	R6. 12. 26	「高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応について」別紙様式 4、養介護施設従事者等による高齢者虐待について（報告）の文書（2024年度 7～8 月報告分）	82		1						1	1		1				（第 7 条第 2 号） 個人に関する情報）で特定の個人を識別することができる又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （第 7 条第 3 号） 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （第 7 条第 6 号） 都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	福祉局高齢者施策推進部在宅支援課
16	R6. 12. 3	R6. 12. 9	東京都福祉局施設サービス支援課調整担当の〇〇が知的障害者である私に対して東京都愛の手帳を交付しない根拠・理由						1		1								特定の個人に係る請求であり、当該公文書の存否を明らかにするだけで、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は個人の権利利益を害するおそれがあるもの（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号）を開示することとなるため	福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課
17	R6. 12. 3	R6. 12. 9	東京都福祉局施設サービス支援課調整担当の〇〇が知的障害者である私に対して「警察呼ぶぞ」「しかるべき措置を取るぞ」「録音するぞ」と脅しや脅迫をする根拠・理由						1		1								特定の個人に係る請求であり、当該公文書の存否を明らかにするだけで、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は個人の権利利益を害するおそれがあるもの（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号）を開示することとなるため	福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課
18	R6. 12. 3	R6. 12. 9	私が国の障害年金の審査で国から知的障害者と認定を受けたにも関わらず、東京都福祉局施設サービス支援課調整担当の〇〇が素直に国の決定に従わない根拠・理由						1		1								特定の個人に係る請求であり、当該公文書の存否を明らかにするだけで、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は個人の権利利益を害するおそれがあるもの（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号）を開示することとなるため	福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課
19	R6. 12. 3	R6. 12. 17	私が国の障害年金の審査で国から知的障害者と認定を受けたにも関わらず、東京都心障センター本所障害認定課知的障害担当の〇〇が私に対して愛の手帳を交付しない根拠・理由						1										特定する個人に係る情報であるため	福祉局心身障害者福祉センター障害認定課
20	R6. 12. 3	R6. 12. 17	東京都心身障害者福祉センター本所障害認定課知的障害担当の〇〇が知的障害者である私に対して「警察呼ぶぞ」と脅しや脅迫をする根拠・理由						1										特定する個人に係る情報であるため	福祉局心身障害者福祉センター障害認定課
21	R6. 12. 3	R6. 12. 17	私が国の障害年金の審査で国から知的障害者と認定を受けたにも関わらず、東京都心障センター本所障害認定課知的障害担当の〇〇が素直に国の決定に従わない根拠・理由						1										特定する個人に係る情報であるため	福祉局心身障害者福祉センター障害認定課
22	R6. 12. 8	R6. 12. 22	在宅レスパイト・就労等支援事業 在宅レスパイト・就労等支援事業補助金交付要綱	3	1															福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
23	R6. 12. 8	R6. 12. 22	ケアラーが受ける民間のサービスへの補助や存在の有無を示す資料					1											請求のあった文書については、作成していないため	福祉局障害者施策推進 部施設サービス支援課